令和８事業年度

（自 令和８年　４月　１日
至 令和９年　３月３１日）

第 ２２ 期

事　業　計　画（変更）

西日本高速道路株式会社

Ⅰ．高速道路株式会社法第１０条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、会社法）第１０条に基づき、高速道路株式会社（以下、会社）が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第１１条第１項で規定されている通り、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

令和８事業年度の事業計画については、事業全体としては総額１７，９７０億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は１７，６２９億円の事業費を予定している。資金計画については、合計１５，１４７億円の資金を民間金融機関からの借入金等で調達する予定である。収支予算については、当期純利益として１１億円発生する見込みである。

なお、事業の実施に当たっては、新たな知見を踏まえた高速道路の効率的な維持管理を図るとともに、高速道路の維持管理のあり方や将来像、高速道路を持続的に利用する枠組み等の議論を踏まえ、実現可能な取組から順次適切に実施するなど、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、機構）の中期計画を踏まえ、国及び機構と連携するものとする。

Ⅱ．事業計画

１．高速道路事業に係る事業計画

令和８事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設、改築については、地域の発展と暮らしや利便性の向上に貢献する、より安全で使いやすい高速道路ネットワーク整備の計画的かつ着実な執行を図るために５，３４１億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと４，８９１億円）を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、６，７０７億円の事業費を予定している。また、長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模更新及び大規模修繕を実施するため、５，５８１億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る令和８事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	近畿自動車道など計１８道路７２ｋｍの新設 近畿自動車道など計１２道路１７４ｋｍの改築	５，３４１
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理（※１）	中央自動車道など計４３道路３，６２５ｋｍの維持、修繕、災害復旧その他の管理	６，７０７
	中央自動車道など計３０道路６９１ｋｍの大規模更新及び大規模修繕	５，５８１
高速道路株式会社法第五条第２項に規定された以外の高速道路における新設、改築		―
高速道路株式会社法第五条第２項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		―
合計Ａ（高速道路事業）		１７，６２９

※　：端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※1：この中には、日本道路公団等民営化関係法施行法第２０条第１項に基づく管理有料道路（関門トンネル）の維持、修繕等（所要資金１３億円）を含む。

２．高速道路事業以外の事業に係る事業計画

令和８事業年度における高速道路事業以外の関連事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等、及びその他事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、既存サービスエリア等の管理及び今後の事業準備を行うために、事業費１７０億円を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業等を着実に実施するため、１０９億円の受託事業費を予定している。

なお、その他事業については、トラックターミナル事業、高架下の占用施設活用事業、不動産賃貸事業、コンサルティング事業等を展開するために６２億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の関連事業に係る令和８事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	中央自動車道西宮線大津サービスエリアなど計３０５箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	１７０
国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等（※１）	「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における工事等に関する細目協定」に基づく受託事業ほか	１０９
高速道路株式会社法第五条第２項に規定された以外の高速道路における休憩所、給油所等の建設・管理		―
その他の事業等（※２）	トラックターミナル事業２箇所、占用施設活用事業１１４箇所、不動産賃貸事業、コンサルティング事業ほか	６２
合計Ｂ（高速道路事業以外）		３４１

合計（Ａ＋Ｂ）		１７，９７０

※　端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※１　この中には、会社法第５条第５項に基づく、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づき行う高速道路事業に関連する事業（所要資金４２億円）を含む。

※２　この中には、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第１０条第１項に基づく海外道路調査等事業等（所要資金２億円）を含む。

■資金計画書

令和８事業年度の資金計画書は下記のとおりである。　（単位：億円）

科　目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
（営業的収入）			
高速道路事業営業収入	8,691	8,691	
関連事業営業収入	278		278
ＳＡ・ＰＡ事業収入	137		137
その他の事業収入	32		32
受託事業収入	109		109
営業外収入	－	－	－
（資本的収入）			
社債・借入金	15,147	15,147 （ 15,147 ）	
財政融資資金借入金	－	－（ －）	
機構からの無利子借入金	44	44 （ 44 ）	
社債	12,000	12,000 （ 12,000 ）	
借入金	3,103	3,103 （ 3,103 ）	－
前期繰越金	5,011	4,824 （ 2,370 ）	186
合計	29,127	28,662 （ 17,517 ）	464
支出の部			
（営業的支出）			
高速道路管理費	2,119	2,119	
道路維持管理費	1,189	1,189	
道路業務管理費	631	631	
一般管理費等	285	285	
関門トンネル管理費	13	13	
道路資産賃借料	6,380	6,380	
関連事業管理費	217		217
ＳＡ・ＰＡ事業管理費	84		84
その他の事業管理費	23		23
受託事業営業費	109		109
（資本的支出）			
高速道路新設・改築費	5,341	5,341 （ 5,278 ）	
新設・改築費	4,891	4,891 （ 4,828 ）	
一般管理費	194	194 （ 194 ）	
支払利息等	256	256 （ 256 ）	
高速道路修繕費	4,588	4,588 （ 4,288 ）	
修繕費	4,007	4,007 （ 3,722 ）	
一般管理費	507	507 （ 491 ）	
支払利息等	75	75 （ 75 ）	
高速道路特定更新等工事費（修繕）	5,581	5,581 （ 5,581 ）	
修繕費	5,129	5,129 （ 5,129 ）	
一般管理費	387	387 （ 387 ）	
支払利息等	65	65 （ 65 ）	
関連事業建設費	125		125
ＳＡ・ＰＡ事業建設費	86		86
その他の事業建設費等	38		38
社債等償還金	－	－	－
次期繰越金	4,776	4,653 （ 2,370 ）	123
合計	29,127	28,662 （ 17,517 ）	464

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。
※（ ）書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画である。
※高速道路修繕費には、高速道路事業の利益剰余金を活用した、道路脱炭素化施策に伴う支出（7億円）を含む。

■収支予算書

令和８事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科　　目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
Ⅰ．高速道路事業営業損益			
１．営業収益	24,719	24,719	
(1)料金収入	7,901	7,901	
(2)その他収入	16,818	16,818	
・道路資産完成高	16,818	16,818	
２．営業費用	24,709	24,709	
(1)道路資産賃借料	5,626	5,626	
(2)道路資産完成原価	16,826	16,826	
(3)管理費用	2,257	2,257	
・維持修繕費	1,081	1,081	
・管理業務費	583	583	
・一般管理費	250	250	
・租税公課	26	26	
・減価償却費	306	306	
・関門トンネル管理費	12	12	
高速道路事業営業利益	10	10	
Ⅱ．関連事業営業損益			
１．営業収益	254		254
(1)ＳＡ・ＰＡ事業収入	125		125
(2)その他の事業収入	29		29
(3)受託事業収入	100		100
２．営業費用	231		231
(1)ＳＡ・ＰＡ事業費	108		108
(2)その他の事業費	23		23
(3)受託事業費	100		100
関連事業営業利益	23		23
全事業営業利益	33	10	23
Ⅲ．営業外収益	－	－	－
Ⅳ．営業外費用	18	18	
経常利益	15	▲ 7	23
Ⅴ．特別利益	－	－	－
Ⅵ．特別損失	－	－	－
税引前当期純利益	15	▲ 7	23
法人税、住民税及び事業税	5	－	5
法人税等調整額	－	－	－
当期純利益	11	▲ 7	18

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。
※高速道路事業営業利益には、高速道路事業の利益剰余金を活用した、道路脱炭素化施策に伴う損失（7億円）を含む。